

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年12月10日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)出入口海水圧力検出配管継手部において、海水の微量な漏えいが認められたため、当該継手部を点検・修理。 なお、検出配管元弁を閉にし漏えい停止。	GIII	
2	4号機	残留熱除去機器冷却海水系(B)非常用ディーゼル発電設備冷却系熱交換器出口配管オリフィス継手部において、海水の微量な漏えいが認められたため、当該継手部を点検・修理。	GIII	
3	4号機	換気空調系原子炉建屋給排気ファン軸受温度指示計において、動作不良(エラー表示が発生しデジタル指示値確認できず)が認められたため、当該温度指示計を点検・修理。	GIII	
4	4号機	換気空調系廃棄物処理区域給排気ファン軸受温度指示計において、動作不良(エラー表示が発生しデジタル指示値確認できず)が認められたため、当該温度指示計を点検・修理。	GIII	